

特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条件

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

① 解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （コンクリート構造物）	その他の工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の 種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(株)東豊興業	掛川市大坂 8223-114
アスファルト	(株)東豊興業	掛川市大坂 8223-114

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

(株)東豊興業

処分場： 8時00分～17時00分

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

施 工 条 件 明 示 事 項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 契約関係	1 入札契約に係る事項		最低制限価格設定工事		
			低入札価格調査対象工事		
B 工程関係	2 低入札工事における技術者		補助技術者を配置する場合	補助技術者の資格	
	1 関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける工事内容	
				関連する工事内容	
				関連する工事の開始又は完了の時期	
	2 施工時期、時間の制限		施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	
				制限される施工時期、施工時間	
				制限される施工方法	
	3 関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	
				協議内容	
				協議成立見込時期	
			関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分	
	4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要を必要とする場合	調査項目	
				調査期間	
			地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間	
C 用地関係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
				処理の見込み時期	
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容	
	3 借地		工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合	場所・範囲	
				時期・機関	
				使用条件・復旧方法	
	4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
				時間・時期	
				使用条件	
				復旧方法	
	5 立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲	
				処理方法	
D 環境対策関係	1 公害防止（騒音、振動、粉塵、排	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分	
	3 電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
				事前・事後調査の区分	
	4 濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
	5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	処理施設、処理条件	
E 安全対策関係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	内容	
				指定の期間	
	2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
				制限される作業時間帯	
	3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4 交通規制		交通規制を実施する場合	規制の内容	
	5 交通誘導警備員の配置	○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	設計書による。
				配置時間	交通誘導警備員A: 交通誘導警備員B:78人
	6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容	
	7 高所作業		高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容	

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
F 工事用道路関係	1	一般道の使用	搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
				制限される使用期間	
				制限される使用時間帯	
	2	仮道路	搬入、搬出路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合	使用中・使用後の処置内容	
			仮設道路を設置する場合	仮設道路の仕様	
				安全施設等の設置期間	
				工事終了後の措置(存置又は撤去)	
			仮設道路の維持補修が必要である場合	内容	
G 仮設関係	1	仮設 (仮土留、仮橋、足場等)	仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
				仮設備の期間	
				仮設備の条件	
			仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲	
			仮設の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	
			水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間	
H 建設副産物関係	1	建設発生土の搬出	建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	設計書による。
				処分又は保管条件	場内陥没箇所処理
	2	建設副産物の利用	現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
				減量化の内容	
	3	建設副産物及び建設廃棄物の処理	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
			再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	
I 工事支障物件等	1	工事支障物件協議	地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況	不要見込み
				支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	【地下埋設物確認の場合】 静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアルに基づき、【別紙】埋設物件確認書(マニュアルP.9)へ埋設物管理者から聞き取った内容記載し提出する。また、「6. . チェックリスト(受注者用)」も提出する。
			地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容	
				工事期間	
J 薬液注入関係	1	薬液注入	薬液注入を行う場合		
			設計条件、施工工法等		
K その他	1	中間検査	検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	全行程の50%程度に達した時点の工種または構造物の不可視部分
				検査項目	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ。
				時期	1回/施工中
	2	材料検査	監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料	
				時期	
	3	工事用資機材の保管及び仮置き	工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	
	4	工事現場発生品	工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
	5	支給品及び貸与品	支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
				規格又は性能	
				引渡場所・引渡期間	
	6	関連機関との近接協議		近接協議に係る条件及び内容	
	7	架設工法	架設工法を指定する場合	施工方法	
				施工条件	
	8	工事用水、電力	工事用水を指定する場合	工事用水の内容	
			工事電力を指定する場合	工事電力の内容	
	9	新技術・新工法・特許工法	新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	10	部分使用	部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
				部分使用時期	
	11	契約後VE	予定価格1千万円以上の工事の場合	契約後VE提案対象工事への該当	
	12	その他	共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容	
	13		施工管理基準に記載のない施工管理(出来型、品質、写真管理)を指定する場合	指定内容	
	14		景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容	景観配慮チェックシートによる。

様式 1

【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名： _____

施 工 箇 所： _____

受 注 者： _____

担 当 者 氏 名： _____

確認結果

※履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋 設 物 管 理 者			確認 欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	部局課、支店名等	連 絡 先	担当者			
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

**令和５年度 市単河川整備事業 （普）尾沢川河川改良工事
特記仕様書**

1. 本仕様書は、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下、「法」という。）第９条第１項の「対象建設工事」である。
3. 落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。（法第１３条及び同省令第４条）
 - ① 分別解体等の方法
 - ② 解体工事に要する費用
 - ③ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - ④ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用
4. 前項の書面提出前に、法第１２条第１項の規定による説明を入札終了後、所定の説明様式により担当者に説明し了承を得るものとする。
5. 請負業者は、監督員から提示された設計図面・設計計算書・数量計算書を精査し、疑義が生じた場合は直ちに監督員に連絡し協議するものとする。精査業務を行わず施工された構造物に欠陥が発見された場合、請負業者はその修復に対する責を負うものとする。
6. 工事区域における既存の測量杭及び地区境界杭等は、工事着手前にすべて確認しておかなければならない。また、損失している場合には、監督員の示す資料に基づき、現地に復旧しておかなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督員と打ち合わせの上、逃げ杭・座標等により施工後に境界復元が可能なよう対処すること。
7. 発注者側で用意している工事用地以外は請負者において確保すること。確保した用地は、工事終了後の際は原形に復旧することを原則とする。

なお、工事用地等の使用に先立ち用地の境界を監督員と立会いのうえ確認すると共に工事用地等及びこれに隣接する土地との間に問題が生じないよう十分留意のうえ使用するものとする。
8. 工事用道路は、一般の通行に支障をきたさないよう、請負業者が維持管理をしなければならない。また、通行規制等を行う場合は関係機関と十分な協議を行い、周辺の住民生活に支障をきたさないようにすること。
9. 工事で発生する残土は場内陥没箇所に運搬処理すること。ただし、上記以外の処理場に搬出したい場合は、監督員の承諾を得ること。
10. 工事の進捗率が５０％程度まで進んだときに中間検査を要請すること。
11. その他疑義が生じた場合は、事前に監督員と協議のうえ、速やかに処理すること。